

平成26年度 年末・年始労働災害防止強化運動

運動期間：平成26年12月1日～平成27年1月31日まで

◇ 水戸署管内における平成26年労働災害の発生状況(平成26年10月末現在)

業種	平成25年	平成26年	増減
製造業	99	① 86	-13
建設業	② 75	① 76	1
運輸交通業	② 64	② 67	3
内 道路貨物運送業	(2) 39	(2) 50	11
貨物取扱業	5	3	-2
農林業	9	① 15	6
畜産水産業	6	6	0
商業	② 63	66	3
内 小売業	(2) 52	52	0
保健衛生業	35	37	2
内 社会福祉施設	26	24	-2
接客娯楽業	26	① 29	3
内 飲食店	17	12	-5
その他	56	① 69	13
合計	⑥ 438	⑦ 454	16

平成26年は年明け早々より、大幅な労働災害の増加が確認されていました。8月末段階では、全産業合計値が昨年と比較してプラス32件となりましたが、10月末時点では左表のとおり、若干ではありますが増加率が落ち着いてきました。

しかしながら、未だ平成25年同時期と比較して増加状況にあるのは変わりありませんし、死亡災害数についても増加しています。

年末年始は何かと慌ただしく、

労働災害が増加する時期

ですので、

以下に注意していただき、

よい年末年始としましょう

安全の足並み揃えて
年末年始もゼロ災害
手を抜かず

◇ 非定常作業における労働災害防止のために

年末の大掃除や修繕作業は十分注意して実施してください



✓ 高所作業では、墜落防止措置(手すり等の設置/安全带・墜落用保護帽の使用)を事前に確認しましたか？

スレート屋根ではありませんか？

✓ 滑ったり、転んだりするような危険な通路、作業導線になっていませんか？

機械の停止や立上げはよく確認をして実施してください

✓ 挟まれ・巻き込まれを防止する囲いを取り外したりしていませんか？安全装置を無効化していませんか？

✓ 機械の停止時・運転開始時における合図は徹底していますか？

✓ 補修作業や清掃作業で化学物質を使用していませんか？
暴露対策を講じましたか？



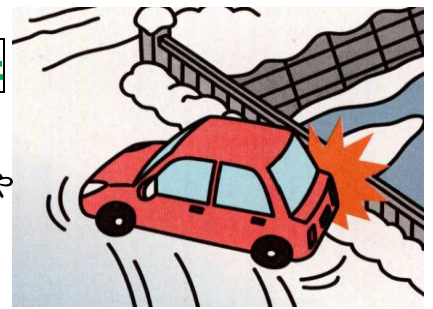
◇ 交通労働災害防止のために

ストップ・ザ・交通労働災害～職場からはじめる交通労働災害防止

交通労働災害は、全産業で起こりうる災害の一つです。

特に、年末年始は人や物の移動が多くなることに加えて、路面の凍結や不慣れた雪道となることから、交通事故が急増する時期となります。

交通労働災害防止のためのガイドラインを遵守してください。



- ✓ 交通安全管理体制の強化
- ✓ 安全な運転のための対策
- ✓ 安全教育の実施
- ✓ 働く人の意識の高揚
- ✓ 健康管理の徹底



- ✓ 荷主・元請事業者による配慮



◇ 平成26年に発生した死亡災害事例

番号	発生(死亡)日時	事故の型	起因物	災害発生状況
1	その他の建設業 5月初旬 午後1時頃	墜落 転落	屋根	自動車小売店舗において、塗装用空調ダクトを設置する工事に従事していた板金作業員が、スレートでふかれた屋根上を歩いているとき、スレートを踏み抜き、9メートル下に墜落し、7日後に死亡した。 [推定原因]幅30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる危険を防止するための措置を講じなかったこと。
2	その他の事業 5月下旬 午後12時頃	火災	送配電線等	現場仕事終了後、会社の本社ビル3階にある被災者が借用している部屋に戻り、ベッドで寝ていたところ、キッチン付近の床にコンセントから延長コードを這わせて、冷蔵庫と電気釜、電子レンジの電源として利用していたが、当該延長コードが過熱して発火し、火事となり、焼死した。火はその後自然鎮火した。 [推定原因]延長コードの中の電線が断線し、次第に熱を持つようになり、延長コードの下にあったカーペットに引火して火災が発生したこと。
3	道路貨物運送業 6月中旬 午前7時頃	墜落 転落	トラック	4tトラックを運転し配送先まで積み荷を運搬し、その積み荷の荷卸し待機中に、以前より雨漏りをしていたトラックのウイングボディ天井部の補修(シーリング材やビニールシートの貼り付け等)を行おうとウイングボディの屋根上(高さ3.3m)に登って作業を行っていたところ、地面に墜落し、5日後に死亡した。 [推定原因]ウイングボディの屋根上に登って補修作業を行うにあたり、手すり等の墜落防止措置を取らずに作業を行ったこと。
4	道路貨物運送業 6月下旬 午後21時頃	その他	その他の起因物	所属事業場を出発して営業所にてラック積込作業後、荷主ベースに到着した被災者は、ラックを降ろし次の荷先へ向かうため新たな荷をラックへ積み込む作業中、心筋梗塞を起こし倒れているところを荷主従業員に見られ、直後に蘇生措置がとられたものの蘇生せず、死亡した。 [推定原因]過重労働によるものと推定される。
5	ゴルフ場 7月下旬 午前11時頃	墜落 転落	その他の一般動力機械	ゴルフ場のコース管理を請負っている事業場においてコースバンカー法面(約47度)の法肩沿いに、乗用芝刈機に乗ってラフ刈り作業を行っていたところ、法面天端側の車輪が浮いたことから、車体が大きく傾き、被災者が車外に投げ出され、その直後に芝刈機が転落して被災者の頭部に激突し、9日後に死亡した。 [推定原因]車体幅よりも狭い通路を走行したために法面にタイヤがはみ出し車体の転倒限界角度を超えたこと。
6	輸送用機械器具製造業 8月下旬 午後9時頃	激突 され	簡易リフト	自動車のアルミ製エンジン部品を製造する工程において、専用リフトによりアルミ原料を積載した専用のバケットを、床から約3mの高さにある溶解炉ホッパーまで引き上げ、投入していたところ、投入作業が終わったにもかかわらず、バケットが下降しないことから、専用リフト内部に立ち入ったところ、バケットが落下し、被災者に激突した。 [推定原因]下降途中のバケット又はバケットを積載した搬器が引っかかり、下降しない状況下で、内部に立ち入ったこと。
7	畜産業 10月中旬 午前5時頃	交通事故	トラック	被災者が、子牛を運搬するため、高速道路を走行していたとき、タイヤがパンクしたことから、ハザードランプを点灯させ、速度を落として左車線を走行していたところ、後続の大型トラックに追突され横転し死亡した。 [推定原因]追突したトラック運転者の前方不注意によるもの。